

大蔵村公告第4号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年3月26日

大蔵村長 加藤 正 美



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	林班・準林班・小班	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	整理番号
1	大蔵村大字清水字 桜峠	35・イ・105、71 40・イ・100、96	2.65	9年	R6-1、R6-8、R6-18
2	大蔵村大字清水字 桜峠	36・イ・69、64	0.21	18年	R6-16
3	大蔵村大字南山字 桜峠	35・イ・17、18、28、 30、20、31、48	1.38	9年	R6-7、R6-9、R6-10、 R6-13、R6-14、R6-17
4	大蔵村大字南山字 幅	35・イ・45、44、63、62	4.53	9年	R6-3、R6-15、R6-19、 R6-20

2 縦覧場所

大蔵村産業振興課

大蔵村公式ホームページ (リンク <https://www.vill.ohkura.yamagata.jp/>)

3 権利の設定

本公告により、大蔵村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。